

『教育心理学研究』編集委員会規程

2011年5月22日制定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2015年6月28日改定

2020年12月26日改定

- 第1条 本学会の機関誌『教育心理学研究』の編集を行うため、『教育心理学研究』編集委員会（以下、委員会とする。）を設ける。
- 第2条 委員会は次の各号にあたる会員をもって構成する。
- (1) 理事 2名
 - (2) 社員および編集委員からの推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱した者
- 第3条 委員の任期は任期の始まる年の1月から翌々年の12月までの3年とする。
- 第4条 正副委員長は編集委員の中から理事会において選出する。
2. 正副委員長の任期は2年とし、第3条に定める委員の任期に優先するものとする。
- 第5条 投稿規程および投稿論文審査規程は別に定める。